

第四章 律令政治のゆらぎと郷土

第一節 莊園の広がり と 豊前国

一 莊園の出現と広がり

公地公民制の崩
れと莊園の出現

律令国家が確立された八世紀初めには早くも土地制度が崩れ始めた。すなわち靈龜年間(七一五―一七)から養老年間(七一七―二四)にかけて人口の増加や荒地地の増加などで

口分田くぶんでんが不足し始めたため、国は養老七年(七二三)に「三世一身法さんせいいつしんのほう」を定めて、新しく池や溝を造って開墾した者には親・子・孫の三代にわたって土地の私有を認めるとともに、既にあった池・溝を使って開墾した者にはその者の一代に限り土地の私有を認めた。しかしこれも墾田の拡大にはつながらず、天平十五年(七四三)には「墾田永年私財法こんでんえいねんしさいほう」を出して、開墾した土地はすべて永久の私有を認めることにした。

しかし、このような法令が出されてもさまざまな負担に苦しんでいた農民には開墾の余力はなく、郡司と

して地方行政を支えていた地方豪族や有力農民（有力戸主）・寺社などは奴婢や口分田を放棄して逃亡した浮浪人を使ったり農民を雇ったりして開墾を進め、私有地の拡大を図った。その結果、法の制限を越える開墾も多くなったため、天平神護元年（七六五）には開墾を禁止したが、その効果も薄く、宝龜三年（七七二）には再び開墾を認めるありさまであった。このようにしてできた私有地を莊園と呼ぶが、八世紀から九世紀ごろの莊園を初期莊園と呼び、ほとんどがその所有者の経営するものであったので自墾地系莊園という。このほか律令制下での私有地としては位田・功田・職田・神田・寺田などもあったが、このような土地もしいに莊園化されていった。このようにしてもともと農民に班給する口分田の不足を補う目的で開墾を奨励したものであったが、結果的には田租による収入は増えたが農民に口分田として班給する水田の増加にはつながつていかなかった。

土地の開墾によって莊園を広げていった有力者たちは数十町から数百町に及ぶ私営田を経営し私出挙も行って富を蓄えていった。このような者を「殷富・富豪の輩」「力田の輩」と呼んだが、先のように奴婢・浮浪人だけでなく周囲の貧弱な農民の労働までも取り込み始めたので、しだいに調・庸の質が悪化し、更に滞納も多くなつて、九世紀に入ると国の財政を苦しめ律令制度も変質していった。このような状況の下で大宰府管内では新しい試みも行われた。すなわち弘仁十四年（八二三）大宰大式小野岑守の建議で「公営田の制度」が作られ、四年間の期限で実施されたが、これは大宰府管内の口分田と乗田（口分田として班給したあと之余剰の田）の七万六五八七町から一万二〇九五町を割いて公営田とし、在地の富豪層を通して農民に耕作させ、秋の収穫から租・調と農民の庸料などを差し引いて、残りの米を官納させるといったものであった。し

かし、このような動きとは反対に班田制はしだいに困難になり、九世紀には全く行われなくなったが、それに対応して国の人民に対する収取の体制も変えられていった。すなわち公田（国衙の領有する土地）を名といふ課税の単位に編成してその名（名田）の面積に対して租・調・庸・雑徭を取り立てる体制が作られた。名田の請作する農民を田堵と呼んだが、特に富豪層（または力田の輩）は広い名田を請作して大名田堵とも呼ばれた。この中から後に田堵や農民を支配して領主化する者も現れた。

一方、国の財政収入が不安定になると、貴族や官人たちは国からの給与のみに依存することができなくなり、墾田の開発や土地を買収して経済的な基盤の拡大に努めるようになったが、皇室も国衙を通して勅旨田の開発を行った。このようにして律令制の中央集権的な財政機構も解体してしまった。

莊園の発達

莊園はもともと納税（輪租）の義務が課せられていたが、中央などの権力を持つ莊園領主は一定の手続きをとって自らの莊園の不輪租（税の取り立てのできない）特権を獲得していった。

この申請の手続きは立券莊号といひ、太政官符と民部省符が下されたために、その莊園は官省符莊と呼ばれた。

しかし、そのような特権の得にくい地方の有力農民（豪族）は、開墾した私有地を中央の貴族や有力社寺に寄進して領家または本所と仰いで名義上の所有者にし、自らは莊司・莊預などと呼ばれる莊園の管理者となつて不輪租の権利を獲得していった。このような形の莊園は十世紀以降十一世紀にかけて爆発的ともいえる勢いで全国に広まったといわれるが、平安時代には特に摂関家（藤原氏）に集中していった。しかし、院政が摂関家を上回る権力を示し始める十二世紀ごろには、莊園も院に集中し始め膨大な皇室領が成立する

ようになった。このような寄進によってできた荘園を寄進地系荘園とも呼んでいる。

このような形で荘園の増加に対して、延喜二年（九〇二）以後政府は荘園整理令を繰り返し出してその対策を講じたが、法令を出すのは大荘園領主である中央の権門勢家であり、このような矛盾から効果は上がらなかった。そして更に荘園領主は国司の派遣する検田使や収納使を拒む権利（不入権）をも認めさせていき、荘園はしだいに国家の中で独立した存在になり、全国の田地は公領と荘園の二つに分けられることになった。

豊前国内の荘園

豊前国内で荘園がどのように形づくられ、経営されていったかを具体的に示す資料はないが十二世紀末の建久年間（一一九〇―一九九）に鎌倉幕府が諸国の国衙の役人に作成させた「建久凶田帳」^{けんきゆうずでんちやう}によって豊前国では当時どのように土地が所有されていたのかを知ることができる。それをまとめたのが第1表である。

第1表 豊前国の土地領有区分

総面積	神社領	仏寺領	権門領	府領	公領（うち没官領）
一四、三〇〇町	五、一四一	三、八〇九	三、六六四	二八〇	一、四〇六（九三六）
一〇〇町	三五・九	二六・七	二五・六	一・九	九・九（六・五）

※没官領は平家方として戦った大宰府官たちの所領で、のちに大部分が鎌倉幕府の直轄領（関東御領）となったり、御家人（地頭）が配置された。

これを見ると、神社領・仏寺領・権門領が圧倒的に多く、豊前国総面積の約八八パーセントを占めており、府領・公領は約一二パーセントという状態であった。そのうえ公領の中には没官領が含まれているので、実際には府

領・公領は五・三ガト余りとなるはずである。豊前国の場合、建久図田帳では規矩(企救)郡・田河(田川)郡・京都郡などの残簡であるが、神社・仏寺領はそのほとんどが宇佐宮とその神宮寺である弥勒寺の領有であり、このような荘園は、十一世紀初めから十二世紀にかけての平安末期にかけて成立したと考えられている。次いで県下全体では、平安末期の荘園数は一七〇〜一八〇にのぼるといわれ、領主別では荘園所有数の多い順に宇佐宮、弥勒寺、安楽寺、観世音寺、宮崎宮、香椎宮である。宇佐宮・弥勒寺についてはあとで述べるとして安楽寺は菅原道真の廟所であるが九州各地にわたっての荘園を所有しており、豊前国においては次にみるような荘園があった。

所在地	荘名	年代	沿革	出典
豊前 田河郡	副田荘	永承二年	金堂料七十町、観応三年地頭職	太宰府天満宮文書
京都郡	堅鳥荘	観応三年以前	嶋津上総入道跡、凶徒押領	
同	窪田荘	同	遍智院真言堂長日護摩供料	同
上毛郡	山田荘	同	地頭職、本主余類押領	同
(郡未詳)	夏焼荘	同	地頭職、二十余町、岩松義継寄進	同
			不知行	同

貴族から庶民に至るまでの幅広い天神信仰の広まりにつれての寄進であろう。観世音寺は天智天皇が筑前で崩御した母の斉明天皇の追善のために発願して天平十八年(七四六)に完成した寺院であり、東大寺・薬師寺(下野)と並ぶ天下の三戒壇の一つであり、九世紀初めには九州第一の大寺になったが、筑前・筑後・肥前など西九州に多くの荘園を所有していた。